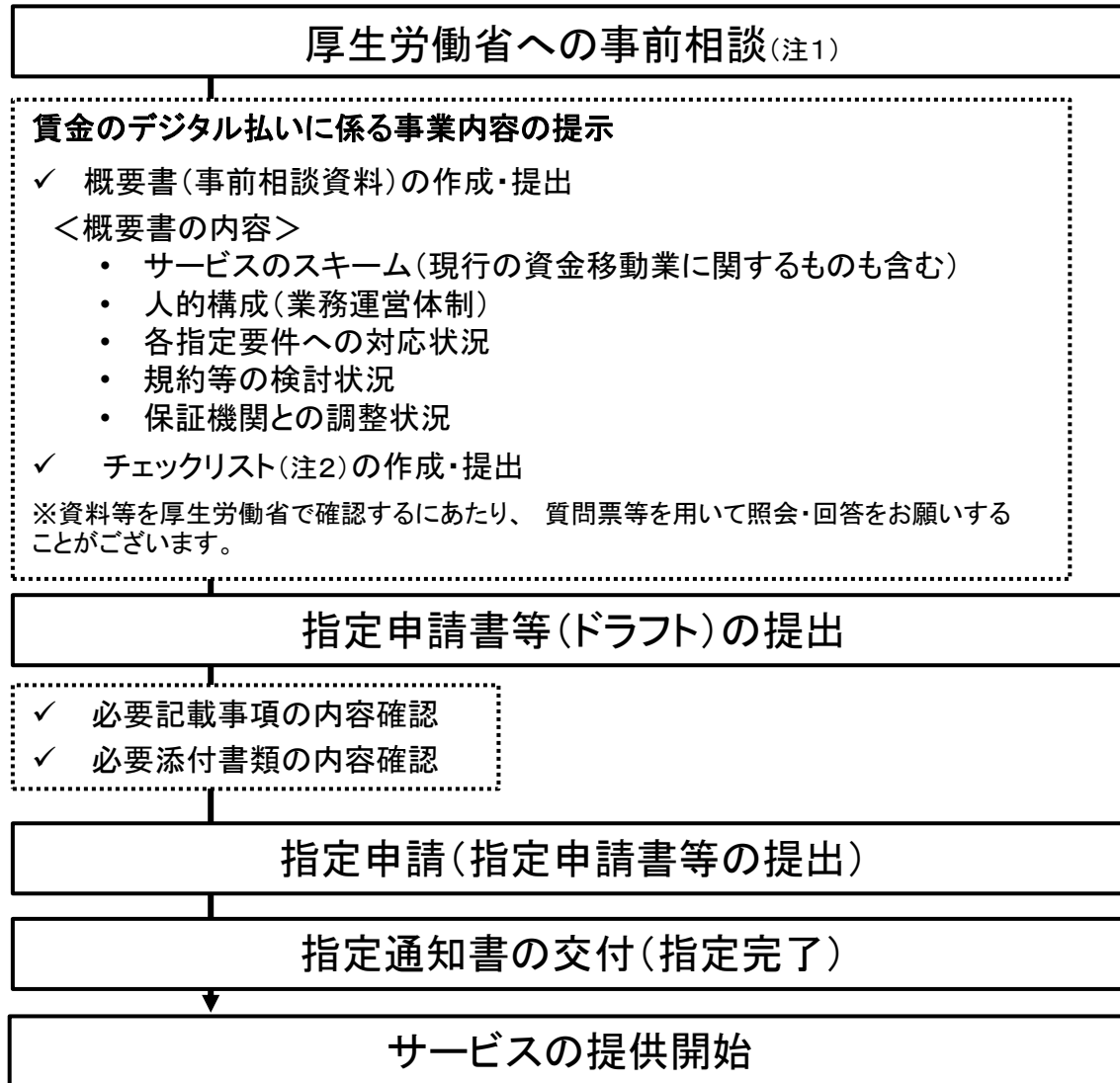


資金移動業者向け Q&A（令和 7 年 2 月 21 日追加分）

	ご質問	ご質問に対する考え方
1 指定申請の手続き		
(2)	指定審査に要する期間を教えてください。	指定申請を受理した後、標準処理期間（2 か月）を目安に、厚生労働大臣による指定の可否をお示しします。（記載漏れがあるような不備のある申請を補正する期間や、申請途中で申請内容を変更するために必要な期間は、標準処理期間に含まれません。） なお、指定申請にあたり、検討スキーム等について事前にご相談いただくと、指定審査の円滑化に資します。 ※事前相談や指定審査の流れについては、別紙 1 をご参照ください。
(3)	指定申請をするにあたっての留意点を教えてください。	次の事項にご留意いただくと、指定審査の円滑化に資します。 ・事業内容等をお示しいただく際は、可能な限り具体的にご説明ください。 ・資料等を厚生労働省で確認するにあたり、質問票等を用いてご照会・ご回答をお願いすることがあります。ご回答にあたっては、その回答に至った理由、根拠等も併せてご記載ください。 ・規約等の修正にあたっては、既存の条文と齟齬が生じていないかご確認ください。 ・指定申請書、規約等は、誤字脱字がないかご確認ください。 ・保証機関への個人情報の提供に当たって労働者から事前に同意を取得することなど、指定要件に関わらず、事業を運営する上で必要な対応が規約等に反映されているか、ご確認ください。
3 口座残高を 100 万円以下にするための措置（規則第 7 条の 2 第 1 項第 3 号イ）		
(3)	労働者指定口座の残高が受入上限額に達した際に、上限額を超過した金額を、同一の指定資金移動業者内にある労働者指定口座以外の口座に振り替えることは可能ですか。 【G L 該当ページ：P.5,6】	指定資金移動業者には破綻時等の資金保全の仕組みにより労働者指定口座の資金全額が保証されることを確実なものとするを求めています。このため、労働者指定口座を超過した金額を、同一の指定資金移動業者内にある労働者指定口座以外の口座に送金（振替）することは、指定資金移動業者の破綻時等の資金保全の仕組みの観点から、認められません。これは、労働者の同意があった場合においても同様です。
(5)	指定代替口座が有効であることの確認は、どれくらいの頻度で行う必要がありますか。 【G L 該当ページ：P.6】	指定代替口座の有効性の確認頻度については、不測の事態に備えるためにも、日々確認できることが望ましいです。 ただし、一般的には、指定代替口座の変更（例えば、婚姻等による氏名の変更や、転居

	ご質問	ご質問に対する考え方
		等による登録銀行の変更）は頻繁に発生するものではないと考えられることから、申請事業者のシステムやサービス内容等も踏まえ、指定代替口座の有効性が確保されているための実効性がある取組が設けられた上で、合理的な期間（例えば、半年から1年程度ごとの確認）が設定されているかを審査にて確認させていただきます。
9 技術的能力・社会的信用（規則第7条の2第1項第3号チ）		
(1)	「その他技術的能力・社会的信用に疑いを生じさせる事実がないこと」の具体的な内容について、教えてください。 【GL 該当ページ：P.13】	指定資金移動業者においては、労働者の生活の糧である賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、社会的信用を保持し得る取組が行われる必要があることから、例えば、以下の点を指定審査において確認することとしています。 ・賃金支払に係るシステム企画・開発管理の状況 ・賃金支払にあたって入金ができない場合などのシステムエラー防止への取組 ・震災等の災害発生時や大規模システム障害を含むシステムエラー発生時の利用者への対応および態勢の整備状況 ・申請事業者の財務状況に重大な問題が認められないこと ・資金移動業以外でのコンプライアンス上の問題の有無

（※）G L：資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン（令和5年3月8日 厚生労働省労働基準局賃金課）



4～12か月程度

※事前相談にかかる期間は、事業の規模や複雑性などの様々な事情によって異なる可能性がありますので、あくまで目安になります。

2か月

※書類不備の補正等に要する期間は含まれません。

(注1) 指定申請を行うにあたり、事前相談は必須ではありません。事前相談を行うことで、事業者においてスキームを確定させる前に懸念点等を具体的に確認すること等ができ、指定申請後の審査期間が短くなる可能性があります。

(注2) 指定要件の充足性を確認するためのリストです。厚生労働省から様式をお渡しします。